第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第四十三条の二第一項	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十六条の二第一項第十一号	第十四条の三第二項第十八号
法第五十七条の二第一項	核燃料物質の使用等に関する規則	第三条第一項第十一号	第二条の十一の十第二項第十八号

（証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に関する経過措置）

第四条　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の次の表の第一欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定により行った証明書等の発行又は同表の第三欄に掲げる規定により行った特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、第三条第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うこととされる証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十四条の三第二項第五号イ	第十四条の三第二項第十九号	第十四条の三第二項第二十三号

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改　正　後

（防護措置）

第十四条の三　法第三十五条第二項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

特定核燃料物質の区分	措置
［一・二　略］	
三　照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	第三項及び第四項に定める措置
四　照射されていない次に掲げる物質 イ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。） ロ　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの ハ　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの ニ　ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	

改　正　前

（防護措置）

第十四条の三　法第三十五条第二項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

特定核燃料物質の区分	措置
［一・二　同上］	
三　照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	第三項に定める措置
四　照射されていない次に掲げる物質 イ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。） ロ　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの ハ　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの ニ　ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	

核燃料物質の使用等に関する規則			
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第六条の二第二項第五号イ	第六条の二第二項第二十二号	第六条の二第二項第二十三号
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第七条の九第二項第五号イ	第七条の九第二項第二十三号	第七条の九第二項第二十四号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第十九条の三第二項第五号イ	第十九条の三第二項第二十二号	第十九条の三第二項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十三条の三第二項第五号イ	第三十三条の三第二項第二十二号	第三十三条の三第二項第二十三号
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第三十六条第二項第五号イ	第三十六条第二項第二十三号	第三十六条第二項第二十四号
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第六十二条第二項第五号イ	第六十二条第二項第二十二号	第六十二条第二項第二十三号

核燃料物質の使用等に関する規則			
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第二条の十一の十第二項第五号イ	第二条の十一の十第二項第十九号	第二条の十一の十第二項第二十三号
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第六条の二第二項第五号イ	第六条の二第二項第二十二号	第六条の二第二項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第七条の九第二項第五号イ	第七条の九第二項第二十三号	第七条の九第二項第二十四号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第十九条の三第二項第五号イ	第十九条の三第二項第二十二号	第十九条の三第二項第二十三号
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第三十三条の三第二項第五号イ	第三十三条の三第二項第二十二号	第三十三条の三第二項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第三十六条第二項第五号イ	第三十六条第二項第二十三号	第三十六条第二項第二十四号